

第2次上島町 男女共同参画推進計画

2021（令和3）年度～2030（令和12）年度

概要版

計画の理念

男女がともに いきいきと活躍できる 上島町
～島人の豊かさ 幸福のある暮らし～

あらゆる分野において、一人ひとりの個性と能力を
十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現
を目指します。



男女共同参画社会とは

男女が社会の対等なパートナーとしてお互いを尊重し合い、
家庭、職場、地域などのあらゆる分野で、性別に関係なく、自
らの意思によって活躍できる社会のことです。

令和3年3月
上島町

計画の基本目標

男女が相互に理解・尊重しあいながら、社会のあらゆる分野で共同参画する社会の実現を目指し、5つの基本目標を定めて、総合的・計画的に推進していきます。

基本目標1 男女共同参画の視点に立った意識改革

男女共同参画社会の実現に向けて、基本となるのが、すべての個人が互いを理解して尊重することです。互いの存在を尊び、共に協力して、よりよい社会を築くため、住民への啓発、教育を進めていきます。困難を抱えた人を支援し、マイノリティの人権尊重を含めた人権啓発に努めます。

基本目標2 家庭生活と地域活動での男女共同参画

人が生きていくうえで基盤となる家庭生活や地域の中で、家事・育児・介護などの女性の負担が大きく、固定的な役割分担意識が根強く残っています。家庭や地域で男女が協力し合う関係を築いていけるよう環境づくりを推進していきます。

基本目標3 男女間のあらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力は人権侵害であり、深刻な問題です。女性に対する暴力の根絶は社会における男女間の意識の差を埋めることが欠かせず、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強化していきます。さまざまな暴力の被害者に対する支援にあたっては、きめ細かな対応ができる体制整備を進めます。

基本目標4 女性の社会参画と女性活躍の推進

意思決定の場への女性の参画は、多様性に富んだ社会を築く上で不可欠です。さまざまな分野に女性が参画し、活躍し、さらに意思決定の場への参画が拡大していけるよう環境づくりに努めます。

基本目標5 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

多様な働き方の中で、仕事とプライベートの双方の調和を実現することによって、個々の生活の質が上がり、人々の幸福感へとつながります。職場における女性の参画拡大への啓発と、女性の能力発揮のための環境づくりに努め、仕事と生活の調和に向けた取組を行います。

DV 防止法とは

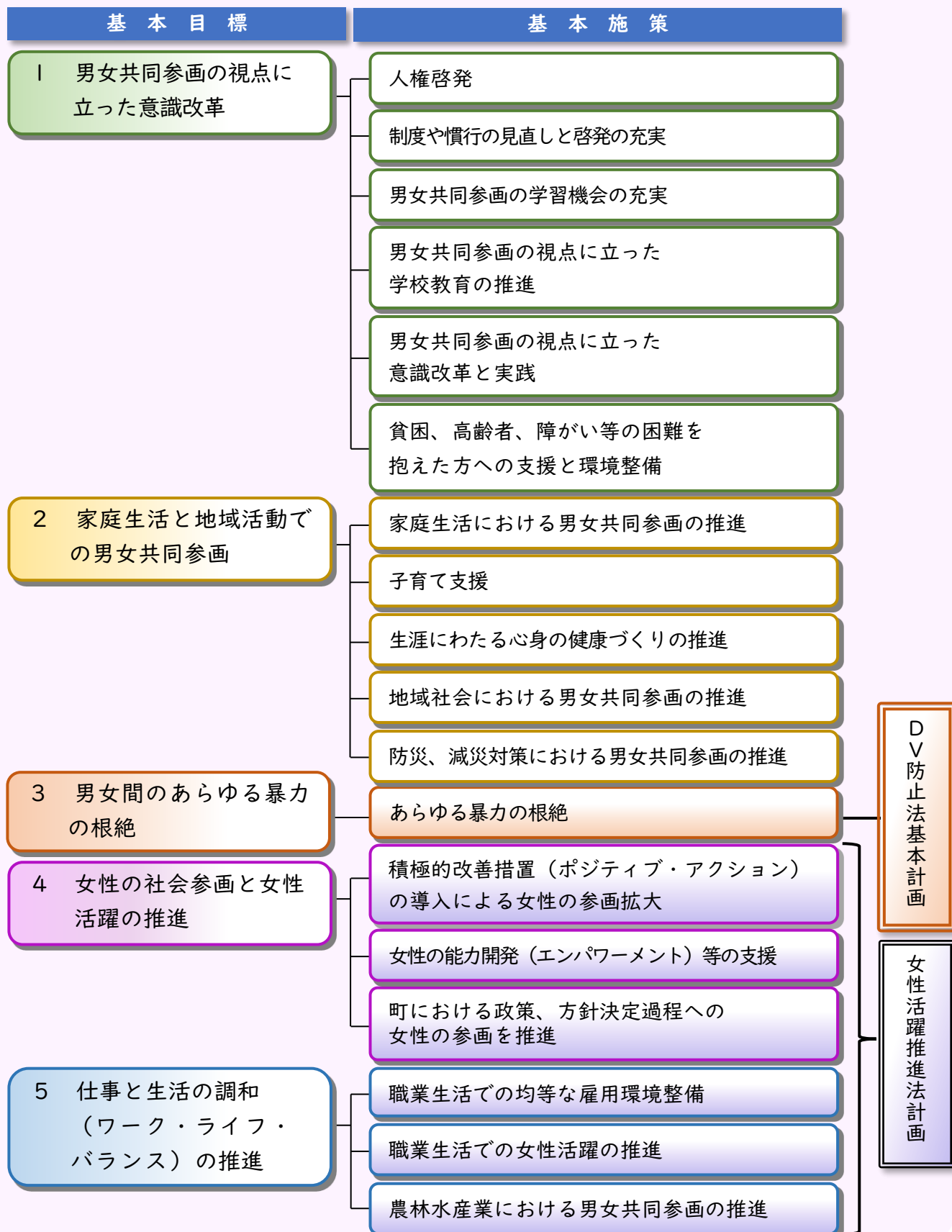
平成14(2002)年4月に施行されました。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図っています。

女性活躍推進法とは

平成28(2016)年4月に施行されました。働く女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定・公表などが事業主に義務づけられました。

計画の体系

各基本目標に沿った基本施策を定め、効果的な取組を行っていき、個性と能力が発揮できる「男女共同参画社会づくり」を推進していきます。



◇男女共同参画における SDGs

SDGsの17の目標のうち、目標5が「ジェンダー平等の実現」であり、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」となっています。本計画の推進を通してSDGsの「ジェンダー平等の実現」の達成を図ります。

5 ジェンダー平等を
実現しよう



SDGs目標5「ジェンダー平等の実現」

ワーク・ライフ・バランス

（仕事と生活の調和）とは

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態です。

ポジティブ・アクション

（積極的改善措置）とは

さまざまな分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することです。

エンパワーメントとは

「力をつけること」をいい、みんなで力を合わせ、共に力をつけ、一人一人がその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を持つことです。

ジェンダーとは

社会通念や慣習の中には、社会によって作られられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別をジェンダー（社会的性別）と言います。

【男女共同参画に関するご相談】

上島町役場住民課で男女共同参画に関する相談窓口を設置しています。

その他の行政による相談窓口は以下のとおりです。

DV相談+（プラス）	24時間受付	0120-279-889
DV相談ナビ	全国共通、24時間対応	#8008
愛媛県男女共同参画センター （配偶者暴力相談支援センター）	一般相談、心理相談、法律相談	089-926-1644（専用、無料）
	男性相談	089-926-1633（無料）
えひめ性暴力支援センター 「ひめここ（媛CC）」	24時間対応 電話相談、同行支援等あり	089-909-8851
愛媛県福祉総合支援センター	婦人相談、月～金、8:30～17:15	089-927-3490
	夜間相談、毎日、18:00～20:00	
女性の人権ホットライン	平日 8:30～17:15	0570-070-810（無料）

発行年月：令和3年3月

発行者：上島町住民課

〒794-2592 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削210番地

TEL：0897-77-2500（代）

FAX：0897-77-4011

E-mail：juumin@town.kamijima.ehime.jp